

波崎海水浴場キッチンカー出店者募集要項

1 本要項の主旨及び目的

- (1) この要項は、波崎海水浴場への誘客を図るため、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）が飲食物を提供するにあたっての安全性及び公平性を確保することにより、海水浴客の利便性の向上及び波崎海水浴場の賑わいの創出に資することを目的として定めるものとする。
- (2) キッチンカー事業者（以下「事業者」という。）は本要項の内容を理解し、かつ承諾したうえで申込み及び出店を行うものとする。

2 波崎海水浴場の概要

- (1) 開設期間：令和7年7月19日（土）～8月24日（日）
- (2) 開設時間：午前9時～午後4時
- (3) 来場実績：令和6年度…約 15,000 人
令和5年度…約 24,000 人
令和4年度…約 18,000 人

3 募集内容

- (1) 募集日程及び募集台数

募集する日程及び募集台数は次のとおり。

日程①	日程②	日程③
10 台程度 ※8/2・3は 15 台程度	5 台程度	5 台程度
7/19（土）・20（日）	7/21（月）～23（水）	7/24（木）・25（金）
7/26（土）・27（日）	7/28（月）～30（水）	7/31（木）・8/1（金）
8/2（土）・3（日） ※ビーチイベント実施予定	8/4（月）～6（水）	8/7（木）・8（金）
8/9（土）・10（日）	8/11（月）～13（水）	8/14（木）・15（金）
8/16（土）・17（日）	8/18（月）～20（水）	8/21（木）・22（金）
8/23（土）・24（日）		

- (2) 申込みの制限

ア 申込みできる日程は、次のとおりとする。

- ・日程①のうちから4つまで
- ・日程②のうちから3つまで
- ・日程③のうちから3つまで

イ 申込みをした日程の一部のみの出店は不可。

- (3) 出店場所 サンサンパーク敷地内（別紙「出店場所図」のとおり）

(4) 営業時間・搬入搬出時間

- ①営業時間：午前11時～午後4時まで
- ②搬入時間：午前10時～午前10時30分まで
- ③搬出時間：営業時間終了後

※営業時間終了まで車両の移動は不可とする。ただし、次に該当する場合は、市の承諾を得たのち、営業時間内であっても車両の移動ができるものとする。

ア 天候不良により出店の継続が困難な場合

イ 海水浴客数が少ない場合

ウ 市内イベント（市主催又は市が後援しているイベント）が開催され、事業者が出店する場合（ただし、最低でも午後2時までは営業すること）

※搬入・搬出の詳細については、出店者に別途通知する。

(5) 出店料 無料

(6) 注意事項

- ①公平性を確保するため、同一事業者による複数の申込みは禁止とする。
 - ②電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者において用意すること。
- ※サンサンパークの屋外水栓は井戸水のため飲用不可。

4 事業者の要件

出店することができる事業者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 神栖市内でキッチンカーの営業を行うにあたり必要な都道府県の許可を得ていること。
- (2) 食品衛生責任者の資格を有する者が出店時に1名以上常駐していること。
- (3) 食品衛生法第50条及び第51条の規定に基づく基準（いわゆるHACCP）に沿った衛生管理により販売品を取り扱うことができること。
- (4) 生産物賠償責任保険（PL保険）へ加入し、事故発生時に十分な対応ができる措置を講じること。
- (5) 申込み日から過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (6) 代表者及びその従業員のいずれも、神栖市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等（これらと密接な関係を有すると認められる者を含む）でないこと。

5 申込先及び提出書類

(1) 申込先

神栖市 産業経済部 観光振興課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5 分庁舎1階

電話 : 0299-90-1217

メール : kanko@city.kamisu.ibaraki.jp

※メールでの申込の場合は、メール送信済みの旨を電話にて連絡すること。

持参での申込の場合、受付時間は土・日曜日を除く午前9時から午後5時まで。

(2) 提出書類

- ① 波崎海水浴場キッチンカー出店申込書兼誓約書（様式1号）
- ② 波崎海水浴場キッチンカー出店申込日程及び出店内容、従事者名簿（様式2号）
- ③ 営業許可証の写し
- ④ 自動車検査証の写し
- ⑤ キッチンカーの開店状態がわかる写真（ナンバープレートが分かる写真を含む）
- ⑥ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- ⑦ 生産物賠償責任保険（PL保険）の写し

(3) 申込締切

令和7年6月27日（金）午後5時まで（必着）

6 事業者の選定

(1) 選定方法

- ① 申込台数が募集台数を上回った場合は、抽選により選定する。ただし、過去の同時期の海水浴客の入込実績を参考に、台数を増やす場合がある。
- ② 抽選を行う場合は、募集台数を上回った日程の申込者に対して電子メールにて通知する。なお、抽選は7月上旬を予定する。
- ③ 申込台数が少ない場合は、申込があった全事業者に対して、電子メールにて再度募集する場合がある。なお、再募集に係る申込みは、「3 募集内容（2）申込みの制限」には該当しないものとする。

(2) 選定結果

選定の結果は、出店者一覧表を一斉電子メール（BCC）にて送付する。また、出店許可証を申込書の住所へ送付する。

7 出店キャンセルの取り扱い

- (1) 出店キャンセル（事前連絡の有無に関わらず、出店を許可した日程について事業者が出店しないことをいう。）があった場合、当該キャンセルがあった日程に対して再募集する場合がある。なお、再募集に係る申込みは、「3 募集内容（2）申込みの制限」には該当しないものとする。
- (2) 事業者は出店をキャンセルする場合、出店日前日の午後4時までに、市に対して出店キャンセルの意思表示を行わなければならない。
- (3) みだりに日程のみを確保する目的で申込み、許可後に出店キャンセルを頻発させるなど、他事業者の出店機会を奪うことにつながる行為を防止する観点から、出店キャンセルに関する取り扱いは次のとおりとする。
 - ① 許可後、事業者がキャンセルした場合は、当該キャンセル日程の次の日程の出店許可を取り消すものとする。

(例)

出店許可日程	事由等
7/19（土）・20（日）	7/20（日）のみキャンセル
7/24（木）・25（金）	出店許可取消

8/ 2 (土)・3 (日)	出店可
8/12 (月)～13 (水)	出店可

② 天候不良になることが予想される場合、市から事前に出店中止の指示をするが、市から出店中止の指示がない場合でも、出店が困難と判断できる場合は、キャンセルには該当しないものとする。ただし、事前に市との協議が必要とする。

8 出店中の営業条件

事業者は出店中、次に掲げる事項を遵守することとし、市はこれらを遵守させるために必要な指示を事業者に対して行うことができる。

(1) 営業時間等の厳守

市が指定する出店場所及び営業時間を守ること。

(2) 食品提供上の安全対策及び配慮

① 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること（火気を使用する事業者は、必ず消火器を配備すること）。

② 食品のアレルゲン表示を適切に行なうこと。

③ 食中毒が発生した場合は、食品衛生法等に基づく対応をするとともに、速やかに市へ報告し、事業者の責任のもと誠意をもって対処すること。

(3) 周辺環境への配慮

① 海水浴客および近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。また、拡声器やBGM等は使用しないこと。

② 店の意匠や販売員の服装が周囲の景観と著しく不調和でないこと。

(4) ごみ処理及び周辺美化

① 事業者は、出店場所及びその周辺を適宜清掃し美化維持に努めること。

② 事業者及び利用者が排出したごみは事業者が持ち帰り、処分すること。

③ 出店により生じた排水は、事業者が持ち帰り処分すること。

(5) 食品の調理販売以外の活動の禁止

① 政治的又は宗教的な勧誘活動及び宣伝活動を行わないこと。

② 従業員がキッチンカーから降車した状態で客引き等のパフォーマンスや誘引活動を行わないこと。

(6) トラブル・紛争解決

① 事業者同士または事業者と利用者間の苦情等のトラブルは、事業者の責任において対処すること。

② トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市へ報告すること。

9 出店許可の取り消し

(1) 事業者が次のいずれかに該当すると認められる場合、市は、当該確認された日において事業者がすでに受けている使用許可をすべて取り消すことができる。

① 事業者が「4 事業者の要件」を満たさない場合

② 事業者が「8 出店中の営業条件」を遵守せず、かつ市からの改善指示に従わない場合

- ③ 無許可出店をした場合（既に受けた使用許可について取り消しを受けたにも関わらず出店した場合を含む）
 - ④ 事業者が出店の権利・許可を第三者に譲渡・販売をした場合（これらを試みる行為を含む）
 - ⑤ 同一事業者が複数の申込みをしていた場合
 - ⑥ その他、出店中における事業者の販売営業の方法又は態様が公序良俗、社会規範または公共施設敷地内の営業行為であることに照らして著しく不適切であると認められる場合
- (2) (1)の規定により事業者が現に出店している時間に係る使用許可を市が取り消す場合、当該使用許可の取り消しは口頭により行うことができるものとし、これによる使用許可取り消しを受けた事業者は速やかに営業を取りやめ、退去しなければならない。
- (3) 市は事業者に対し、(1)及び(2)に基づく使用許可取り消しに係る営業補償は一切行わない。

10 その他

- (1) 市に提出された書類の返却には応じない。
- (2) 必要に応じて、市から追加書類等の提出を求められた場合は対応すること。
- (3) 出店申込に要する一切の費用は、申込者の負担とする。
- (4) 本要項に記載済みの内容のほか、「1 本要項の主旨及び目的」に掲げる目的に沿った出店となるよう市から適宜行う指示に対し、事業者は誠実に対応すること。

11 問い合わせ先

神栖市 産業経済部 観光振興課

電話：0299-90-1217

※本募集に関して、電子メールでの問合せは不可。